

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、「開発事業に伴う道路を横浜市に帰属させることは開発事業者のみの利益となるので、該当道路を横浜市に帰属させるための費用、帰属させた道路の維持・管理費は不当な支出である」として、「該当道路を横浜市道として帰属させない措置」を求めています。

しかしながら、本件監査請求は開発行為に伴う道路の帰属という都市計画法上の判断の適否についての監査を求めるものであり、財務会計上の行為に該当するものとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。